## 公示

関税法第69条第1項の規定に基づき、仙台空港税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、公示する。

平成30年3月30日

仙台空港税関支署長 桑原 唯夫

記

仙台空港税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 仙台空港税関支署構内
- 2 保税地域
- 3 仙台空港ビル国際線チェックインカウンター(出国旅客携帯品搬入口を含む。)
- 4 国際線各搭乗ゲートから各ボーディングブリッジ及びバスホールまでの区域(出国旅客の携帯品及び機内預託手荷物に限る。)

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(昭和55年8月条約第25号「ワシントン条約」)附属書 I、附属書 II 及び附属書IIIに掲げる種(同条約第15条3及び第23条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第1条(b)に規定する標本をいう。)に該当する輸入貨物の検査場所については、仙台空港税関支署構内及び同支署管轄区域内の保税地域に限る。